

## 審査の結果の要旨

氏名 鈴木 崇文

論文題目：日本の地方財政に関する経済分析

1995年における地方分権推進法の成立以来、日本では地方行財政の分権に向けた様々な改革が行われてきた。本論文では三位一体改革、地方債の市場化、市町村合併など、今回の分権化改革で行われてきた施策を中心に、主に地方自治体の行動に焦点を当てて丁寧な計量分析を行っている。今後日本では少子高齢化が更に進み、経済・社会構造も大きく変化することになるが、このような環境変化の中で、今回の分権化改革で行われてきた諸施策を事後的に評価することは、学術的な意義はもちろんのこと、今後の地方行財政のあり方を考察する材料として政策的にも大きな意義があると考えられる。本論文は全体を概観した序論（第1章）を含む5つの章から構成されている。以下、第1章を除く各章毎に概要と評価を述べる。

第2章では、2004年度から2006年度にかけて行われた三位一体改革が自治体の歳出行動に与えた影響について分析している。三位一体改革では、国から地方への税源移譲とともに国庫支出金および地方交付税の交付額が大きく変化し、大規模な地方財源のシャッフリングが行われた。同章では内生性を考慮しながら Almost Ideal Demand System (AIDS) を適用して地方歳出にかかる構造パラメータを推定している。そして、当該パラメータを用いて三位一体改革が行われなかった場合の地方歳出をシミュレートし、その値と実際の地方歳出を比較することにより同改革の影響を分析している。三位一体改革を含め日本の地方財政改革の評価が素朴な統計分析によるものが主であることを鑑みると、構造パラメータの推定を通じた反実仮想シミュレーションを用いた本章の分析は高く評価されるべきと考える。

第3章では、地方分権改革に伴い市場化・自由化されてきた地方債（市場公募債）に注目する。既存研究では地方債発行の市場化を通じた地方財政の規律付けという効果が指摘されてきたが、本章では市場化による規律付けを阻害する「信用連関」の存在が検証されて

いる。既存研究が示すように、上位政府と下位政府が課税ベースを共有している場合、それぞれの税率に外部性が発生するだけでなく、それぞれの地方債の発行条件にも相互依存関係が発生することになる。本章では、日本の都道府県（上位政府）と市町村（下位政府）が多くの課税ベースを共有している点に着目して、都道府県が発行する市場公募債の発行利回りに与える域内市町村の債務水準の影響を検証している。その結果、市町村債務が増加するほど都道府県の市場公募債の発行利回りを上昇させ、かつその効果は、重複課税ベースからの歳入比率が都道府県歳入に占める上昇するほど大きくなることが示された。つまり本章は、都道府県の資金調達コストが下位自治体の信用力からも影響を受ける点を示すことによって、地方債の市場化による地方財政の規律付けが十分に機能しない可能性を示唆している点で興味深い分析となっている。

指導教員である林との共著である第4章では、2000年代に行われた平成の大合併の効果を分析している。平成の大合併を含む、合併の効果を検証した先行研究は内外に多数存在するが、本分析は、資本化仮説に基づき筆単位の地価データを用いている点、効果が時間を通じて異なることを許容している点、合併以前に発生する事前の期待効果までも考慮している点においてユニークな分析となっている。加えて、2005年度に行われた駆け込み合併の効果や、合併団体間の人口規模の違いが与える影響も考慮した分析も行っている。推定の結果、事前の期待効果が存在し、合併が行われる直前まで地価は徐々に増大していくが、合併後には減少し、そのままゼロ値に向かって収束するという頑健なパターンが観察されている。つまり同章では、平成の大合併による便益は大部分が期待による一時的な効果であるという、既存研究では示唆されなかった新しい結果が導かれている。

最後の第5章でも資本化仮説の枠組みを利用して地方交付税の評価を行っている。地方交付税のような国から地方に対する財政移転は、その分だけ地方歳出を増加させることにより、当該地域の魅力を高め、地価を上昇させると考えられる。このような考えに基づき幾つかの海外の研究では地価に対する効果を通じて財政移転のパフォーマンスが評価されてきたが、同様の手法を用いた日本の地方交付税の評価は行われていなかった。また、そのような検証においては推定における財政移転の内生性が問題になるが、本章では2002年度から始まった基準財政需要額の外生的変化（段階補正の修正）を利用して同問題に対処している。推定の結果、地方交付税の増加額と同等もしくはそれ以上の地価上昇が存在したことが示されている。

もちろん、本論文には課題が存在しないという訳ではない。特に審査過程では以下のような課題や問題点が指摘された。第2章に関しては、過去における三位一体改革にかかる論説では都市部と非都市部で効果が異なる点が指摘されていたが、この指摘に対して今回の

シミュレーションはどのような結果を示すことができるのか等、改善へ向けた指摘がなされた。第3章については、分析対象が政府間関係であることもあり、推定における内生性（同時性）の対処に関して疑義が呈された。加えて、課税ベースの重複による効果が適切に識別されているか、また、地方債市場における供給要因を明示的に考慮する必要があるのではないかといった重要な指摘が行われた。第4章に関しては、将来の合併への期待がどの時点で持たれたか（実効的な処置の時点）が不明であるという指摘がなされたり、資本化をめぐる理論的前提（地価上昇には実際の人口移動を必要とするのか、もしくは潜在的な土地需要の増加だけでよいのかといった論点）について議論が交わされたりした。最後の第5章においては、地方税収、国庫支出金、地方債残高などの他の財政変数が有意でないことから推定のパフォーマンス自体に疑義が呈され、また、第4章の場合と同様の資本化をめぐる理論的前提についてコメントが加えられた。

このように将来的な課題を残すものではあるが、本論文は2000年代の地方財政改革の評価に資する優れた分析を提供しているといえる。第2章と第3章は国内の査読誌に掲載済み、もしくは、掲載予定となっていることもあり、それら査読過程における修正も手伝って学術論文として一定の水準を達成していると評価できる。また、既にディスカッション・ペーパー（DP）として発表されている第4章も、複数の国際学会・カンファレンスで一定の審査を経て発表されており、そこでのコメントを受けた改訂がDP化に際して施されている。第5章は学術誌における査読過程や学会・カンファレンスでの発表を経ていないこともあり、他の4つの章と比べると多くの改善の余地を残しているが、同時に同章は、将来的に意義ある発展が期待できる萌芽的な研究として十分に評価できよう。総合的に判断すると、本論文は2000年代の地方財政について意義ある分析結果を得ており、この分野における貴重な学術的貢献と見なすことができる。

よって、本博士論文は博士（経済学）の学位請求論文として合格と認められる。

平成31年2月13日

審査委員（五十音順） 小川 光  
佐藤 泰裕  
林 正義（主査）  
別所 俊一郎  
持田 信樹